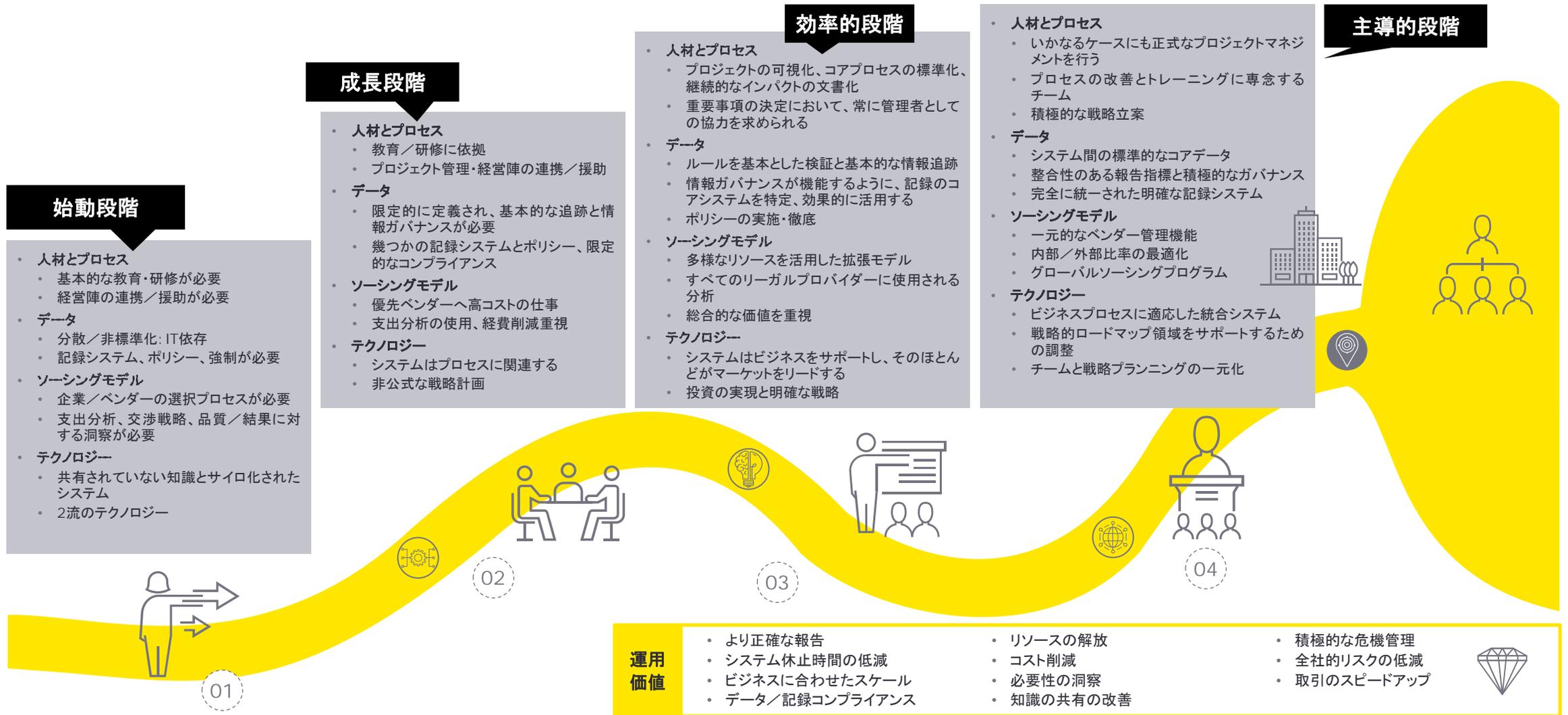


# 法務・コンプライアンス機能設計・ 強化支援

(その他本社機能の設計・強化支援含む)

EY弁護士法人

# (参考) EYリーガルオペレーションズ成熟モデル



# 法務業務改善・効率化支援の流れ

## 《STEP 1》 法務機能のアセスメント

課題抽出と報告書の作成（「リーガル・ヘルスチェック<sup>®</sup>」）



## 《STEP 2》 法務機能のデザイン

ロードマップの作成／「ワークショップ」の実施



## 《STEP 3》 実装支援

（例）社内体制、規程の整備、ツールの導入の支援

# 《STEP 1》 法務機能のアセスメント

## EY独自の「リーガル・ヘルスチェック<sup>®</sup>」による法務機能のアセスメント

### ハイレベル・ リーガル・ヘルスチェック

- 法務部門に対するヒアリングを実施し、多角的な観点から法務機能に関するトピックをハイレベルでチェック

### フルスペック・ リーガル・ヘルスチェック

- 本社の法務部員だけでなく海外グループ子会社の法務部員、事業部や経営陣等その他のステークホルダーも対象とするリーガル・ヘルスチェック

### カスタマイズド・ リーガル・ヘルスチェック

- 契約書管理体制やL/O体制\*、特定海外地域のグローバル(法務/全テーマ)ガバナンス、全社(グループ)ガバナンスなど特定の課題や対象に関して深掘り

※L/O体制=Legal Operations体制

法務機能の課題を可視化し、次に何をすべきか検討(または社内を説得)するため、客観的かつ専門的な第三者としてのEYによる報告書を作成します。なお、費用はテーマの選定やヒアリング対象により異なります。

# (参考)リーガル・ヘルスチェック® 一質問例

## 質問項目(例)

|                           |
|---------------------------|
| 1. 法務部門について               |
| 2. 法務部門の機能別戦略             |
| 3. 法務ガバナンス体制              |
| 4. リーガル・リスク・マネジメント体制/内部統制 |
| 5. 法務部門の人材育成・採用戦略         |
| 6. 法務部門の業務                |
| (1) 法務担当者の代替リソースモデル       |
| (2) 法務部門への相談・依頼管理ツール      |
| (3) 法務業務の効率化              |
| (4) 法務部門スタッフ等のパフォーマンス管理   |
| (5) 人件費等法務部門コストの配賦        |
| (6) 外部への業務委託管理            |

## 質問(例)

| 1. 法務部門について |  |
|-------------|--|
|             | 質問   |
| 1           | 貴社および貴社グループにおける「法務部門」の範囲（担当業務、責任範囲等）を教えてください。<br>（例）契約審査、法律相談、訴訟対応の他、コンプライアンス担当、コーポレート・ガバナンス担当、株主総会担当、個人情報保護担当、知財担当、輸出管理担当、経済安全保障担当など。 |
| 2           | 法務部のほか、「法務部門」とされている部署があれば、その部署名を教えてください。   |
| 3           | いわゆる「法務部」とは別に「知財部門」、「コンプライアンス部門」や「輸出管理部門」などがある場合は、記載してください。  |
| 4           | 法務部門（法務部、その他もしあれば。以下、同じ。）は、主にどのように組織されていますか。<br>（例）貴社グループ法人格ごとに設置、地域ごとの設置、事業ラインごとに設置、専門分野ごとに設置、等                                       |
| 5           | 貴社や貴社グループ各社に弁護士資格（国を問わない）を有する法務担当者はいますか。いる場合、どの国の法務部門にいますか。  |



## 《STEP 2》 ワークショップの実施

ロードマップの作成にあたり、EYがファシリテーターを務めて法務部員に対してワークショップを実施

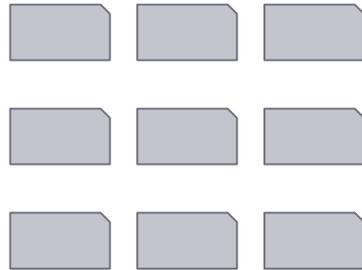
法務部門の役割と課題、法務機能の改善・向上のための方策を中心としたディスカッション

- 法務部員以外のステークホルダーに対して行うことも可能
- STEP1の段階で、あるいは独立して実施することも可能  
(例)EYが若手部員の声を直接伺う

# 《STEP 2》 ワークショップのイメージ — 課題抽出ワークショップの例

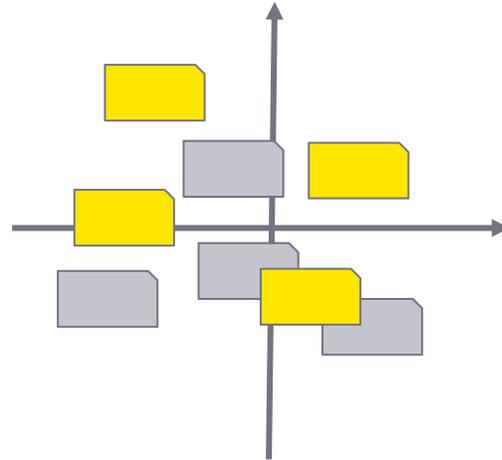
## ワークショップの実施

### 業務の可視化



参加者の皆様に、業務を書き出  
していただき、業務を可視化

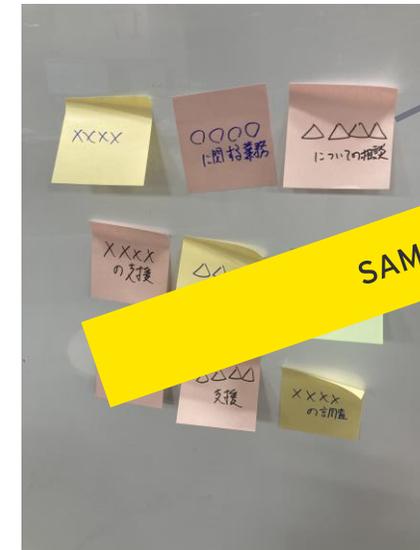
### 課題の可視化



書き出した業務を機能ごとに  
分類し、課題を可視化

## 報告書の作成

### 業務の可視化の結果 —XXXX

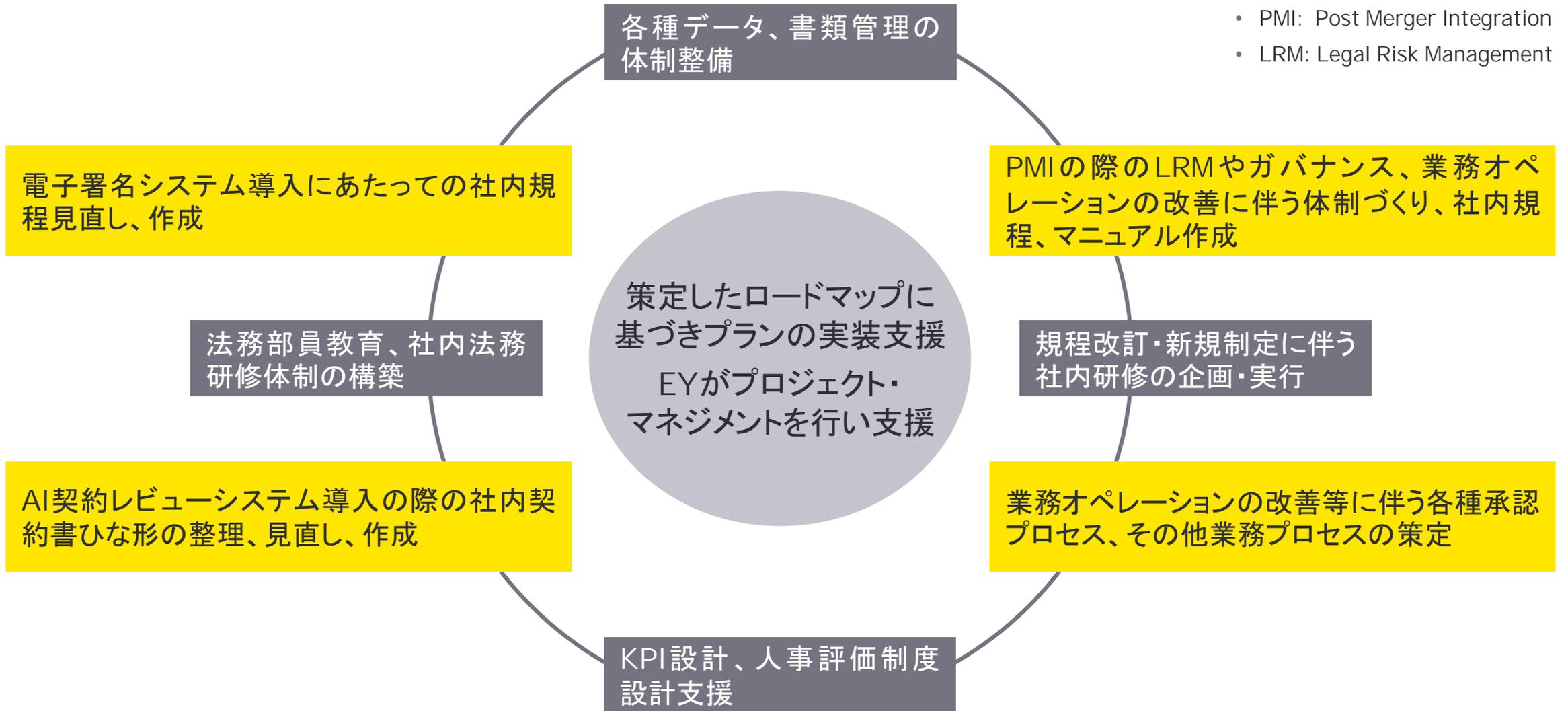


• “XXXX”に関連する業  
務としては、以下の内  
容が抽出されました。

- XXXX
- XXXX
- XXXX
- XXXX

- XXXXX
- XXXXX
- XXXXX

## 《STEP 3》 実装支援の一例



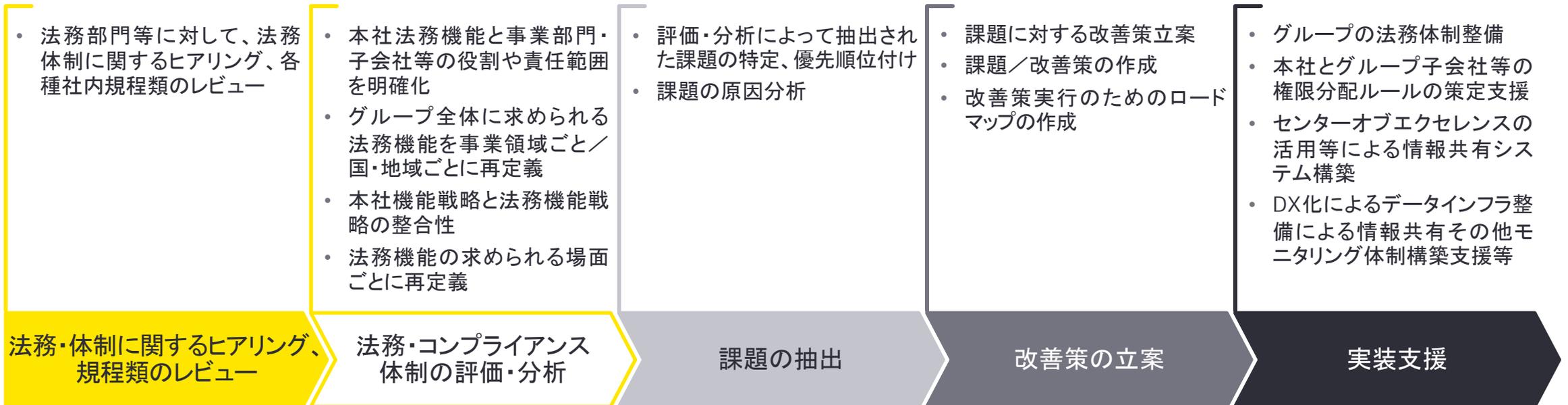
# 法務機能設計・強化支援

法務機能を評価・分析し、抽出した課題に対する効果的な改善策を提案

- ・ リーガルリスクマネジメントに基づくリスクの抽出・評価
- ・ 全社戦略・事業戦略に沿った法務機能の明確化

(法務機能設計・強化における視点)

- ・ グループ法務機能に求められる役割の明確化
- ・ リスクの棚卸・評価、権限分配の範囲確定
- ・ 法務機能の「パーパス」定義
- ・ 本社の法務機能、子会社の法務機能の役割分担



# グループコンプライアンス体制・推進活動の実効性評価・強化支援

グループコンプライアンス体制・推進活動を評価・分析し、抽出した課題に対する効果的な改善策を提案

- ・ コンプライアンス体制・推進活動の実効性評価
- ・ ベンチマークとの比較・分析

(グループコンプライアンス体制・推進活動評価における視点)

- ・ 適切な制度設計となっているか
- ・ 適切に運用されているか
- ・ 適切にモニタリング・監査等されているか
- ・ 適切にアップデートされているか
- ・ 土台となる企業文化は戦略的に構築されているか

- ・ コンプライアンス、リスク管理等の部門に対して、コンプライアンス体制・推進活動に関するヒアリング、各種社内規程類のレビュー

- ・ 企業行動指針に基づく組織体制の把握
- ・ 取締役会その他会議体・委員会の運営状況・コンプライアンスプログラムの実施状況の確認
- ・ リスク業務プロセス、サブプロセスにおけるリスク、所管部署の把握

- ・ 評価・分析によって抽出された課題の特定、優先順位付け
- ・ 課題の原因分析

- ・ 課題に対する改善策立案
- ・ 課題／改善策一覧の作成
- ・ コンプライアンスサーベイ、ベンチマーク比較

- ・ 課題・改善策をまとめた評価報告書・エグゼクティブサマリーの提出

コンプライアンス体制・推進活動に関するヒアリング、規程類のレビュー

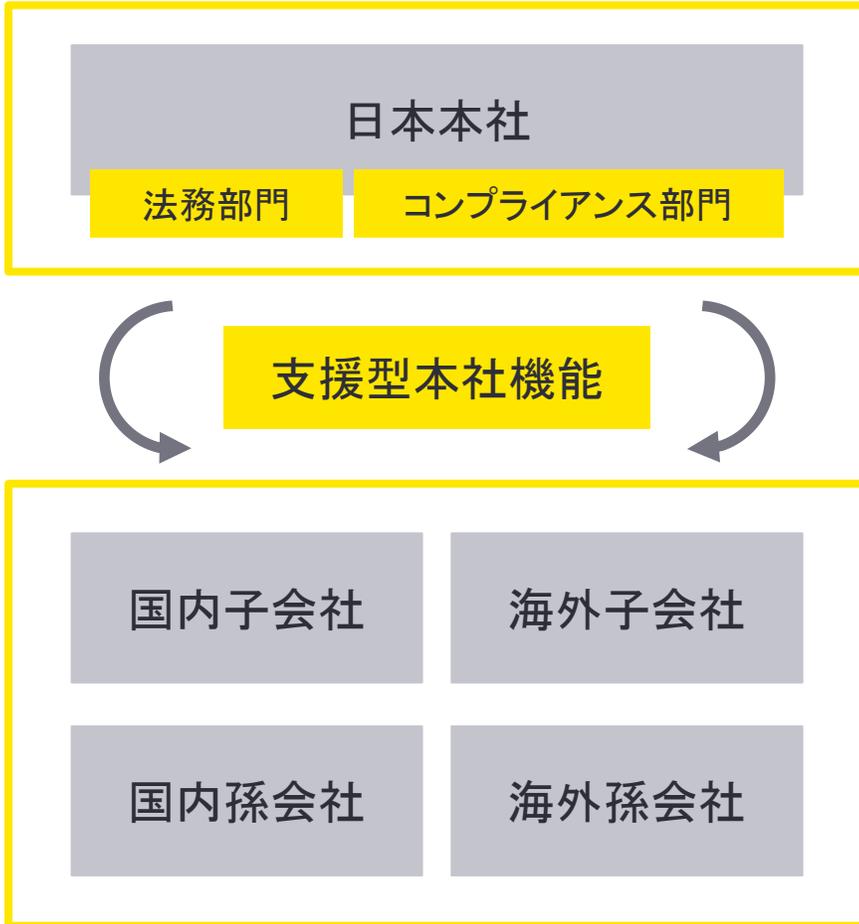
コンプライアンス体制・推進活動の評価・分析

課題の抽出

改善策の立案

評価報告書の提出

# 法務・コンプライアンス機能設計・強化支援



## 課題・問題意識

- 本社・各子会社の法務部門の役割分担、権限分配が明確でない。
- 決裁基準・契約管理規程、訴訟管理規程について統一した規程が存在しない。
- グローバルな情報共有体制が存在しておらず、本社・子会社の法務部門間の情報共有・報告が希薄。

## EYによる支援

- ヒアリングに基づき法務・コンプライアンス体制の分析・評価
- 発見された課題をもとにした最適な体制設計についての提案（提案一例）
- 本社の経営資源・ナレッジを集約し展開する支援型本社機能の提案
- 本社機能・子会社機能に求められる役割を明確化し、役割分担・権限分配の方法を提案
- グローバルでの報告ルールの設定、連携手法についての提案
- 体制構築のためのロードマップ例の作成

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY弁護士法人について

EY弁護士法人は、EYメンバーファームです。国内および海外で法務・税務・会計その他のさまざまな専門家と密接に協働することにより、クライアントのニーズに即した付加価値の高い法務サービスを提供し、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-law-co](https://ey.com/ja_jp/people/ey-law-co)をご覧ください。

© 2024 EY Law Co.  
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY弁護士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)